

I

はじめに

当町は、町民憲章で謳われている「真実と友愛のあふれる明るく住みよい町」をつくるため、「烏帽子岳のような誇り高い文化と教育の町」を目指して、教育活動を推進しています。

今日、すでに少子化による人口減少社会が到来しつつあり、グローバル化、価値観の多様化や情報通信技術のさらなる進展など、まさに、これからの社会は激動の時代を迎えようとしており、今後、教育が担う役割がますます大きくなるものと認識しております。このような中で、学校・家庭・地域社会が連携し、子どもたちの「生きる力」を育み、誰もが生涯を通じて学習できる環境づくりをはじめとして、文化・スポーツなど、これまでの取り組みを継承しつつ、さらに発展させたいと考えています。

そこで、一人一人の子どもが、郷土をより一層愛する心を育み、次世代の町を担い、国内外で活躍できる「人財」の育成を目標とし、当町の今後5年間の教育振興基本計画を作成しました。学校教育においては、確かな学力・豊かな心・健やかな体の3つの調和がとれた「野辺地っ子」を町が目指す子どもの姿として掲げていきます。また、社会教育・スポーツにおいては「ふれあい教育の日」を今後も継続することで生涯学習の充実と心身ともに健康な人づくり、地域づくりを目指していきます。

これらを実現するためには、行政のみならず、町民や各種団体がそれぞれの役割に応じて協働で参加することが望まれます。

結びに、計画の策定に当りまして、貴重な御意見、御提案をいただきました関係の皆様方に、深く感謝の意を表し心からお礼申し上げます。

野辺地町教育委員会

教育長 **浅利能之**

平成27年2月

Ⅱ

序論

1 計画の策定にあたって

教育委員会では、平成 21 年度から平成 30 年度までの 10 年間における教育の長期的な指針として平成 21 年 3 月に「野辺地町教育振興計画」を策定しました。この野辺地町教育振興計画は 5 年毎に取り組む施策を見直すことになっています。

一方、このような中で社会情勢の変化に伴い国では平成 25 年度から 5 年間の第 2 期教育振興基本計画が策定され、県においても平成 26 年度から 5 年間の基本計画が策定されました。

また、当町においても町づくり全般に渡る施策の見直しを図っており、町民、各種団体、企業、行政がそれぞれの役割に応じた行動を展開する環境づくりを目指した協働のまちづくりへ向け、現行の第 5 次野辺地町まちづくり総合計画の後期基本計画を策定しているところでもあります。これらを踏まえ、教育委員会では国県の計画期間との整合性を図るために現行の教育振興計画を 1 年間延長しました。そして、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間に取り組む施策について検討するため、外部からの有識者等から組織される「野辺地町教育振興基本計画検討委員会」を設置し、委員の意見を踏まえながら野辺地町教育振興計画の後期計画となる「第 2 期野辺地町教育振興基本計画 ～郷土をますます愛し育む「人財」を育てるプロジェクト～」を策定したものであります。

今後は、本計画が平成 27 年 4 月から始まる新しい教育委員会制度においても継承される大綱として定めていきたいと考えています。

2 計画期間

平成 27 年度(2015 年度)から平成 31 年度(2019 年度) 【5 年間】

●参考

国	…	第 2 期 教育振興基本計画	(平成 25 年度～平成 29 年度)
県	…	あおもりの今と未来をつくる人づくり	(平成 26 年度～平成 30 年度)

Ⅲ

基本構想

1 基本理念

町が目指す子どもの姿

世界へ漕ぎ出す、知恵の波が満ちる十符ヶ浦のような
かしこい…………… 「かしこい野辺地っ子」

季節の彩りを楽しませ、心を和ませる愛宕山のような
やさしい…………… 「やさしい野辺地っ子」

風雪に負けることなく、どっしりとした烏帽子岳のような
たくましい…………… 「たくましい野辺地っ子」

時代の流れを変えつつ、涸れることのない野辺地川のような
しなやかな…………… 「しなやかな野辺地っ子」

2 目指すべき目標

郷土をますます愛し育む「人財」を育てる

県では、“人は町にとっての「財(たから)」である”ことを基本的な考え方としており、当町もこれを踏まえて「人材」を「人財」と表記しています。

教育分野において、特に大切に考えているのが「人づくり」です。教育は人づくりという視点に立って、教育委員会では、目標として掲げました。

IV

後期計画

1 重点施策

(1) 小学校を新築し統合する方向性を定めます。

現在、当町の3つの小学校は、校舎等の老朽化により平成27年度末までに耐震化を進めているところですが、児童の減少も著しく、一日の大半を過ごす子どもたちにとって、より快適な教育環境が望まれます。そのため、後期計画中に統合へ向け具体的に進めていきます。

学校教育の分野において、最も重要な施策と位置付けており、後期計画の平成31年度までに3つある小学校を1つに統合するために、基本的な方向付けを決定します。

校舎等は新築することの実現に向け財源の確保や統合小学校の開校時期、更に円滑な統合へ向けて子どもたちの交流など具体的に進めていきます。

(2) 社会教育・スポーツ施設を整備します。

町民が、生きがいのある生活を送ること、健やかな心や身体を育み、豊かで住みよい地域社会をつくるのが、社会教育・スポーツの目的です。

しかしながら、各施設の現状は、築40年近く経過している建物があり老朽化が著しく頻繁に修繕しなければならず、利用者に不便をかけている状況です。

また、災害時の避難場所に指定されている施設もあるため耐震化も含めた改修又は利便性を考えたときに施設の集約も視野に入れた検討をしていきます。

社会教育・社会体育施設の中でも利用者が多く且つ建築年数が経っている「中央公民館」と「町立体育館」について耐震診断も含めた大規模改修の実施に向け、今後の課題として財源の確保を含めて検討します。

(3) 「ふれあい教育の日」を継続します。

親子のふれあいを大切にする機会を設け、家庭教育の充実を図り、更には学校とPTAなど保護者をはじめ、地域の連携により町全体で「人財」を育む環境をつくります。

教育委員会では、毎月20日を「ふれあい教育の日」「家族ふれあい読書デー」として家庭教育の充実に努めています。また、毎年「ふれあい教育フェスティバル」を開催して文化芸術、音楽、スポーツなど各界で活躍している方たちを招くなど体験できる機会を設けており、今後も継続していきます。

教育振興計画を策定した平成21年度から実施しており、野辺地町の教育の代表となる施策であります。

特に、「ふれあい教育の日」を積極的に取り組んでいきます。



ふれあい教育フェスティバルの様子

2 基本施策

今後も継続する基本施策のほかに今後5年間で取り組むべき新規施策、積極的に取り組む施策について実現できるよう努めます。

(1) 学校教育

【現状と課題】

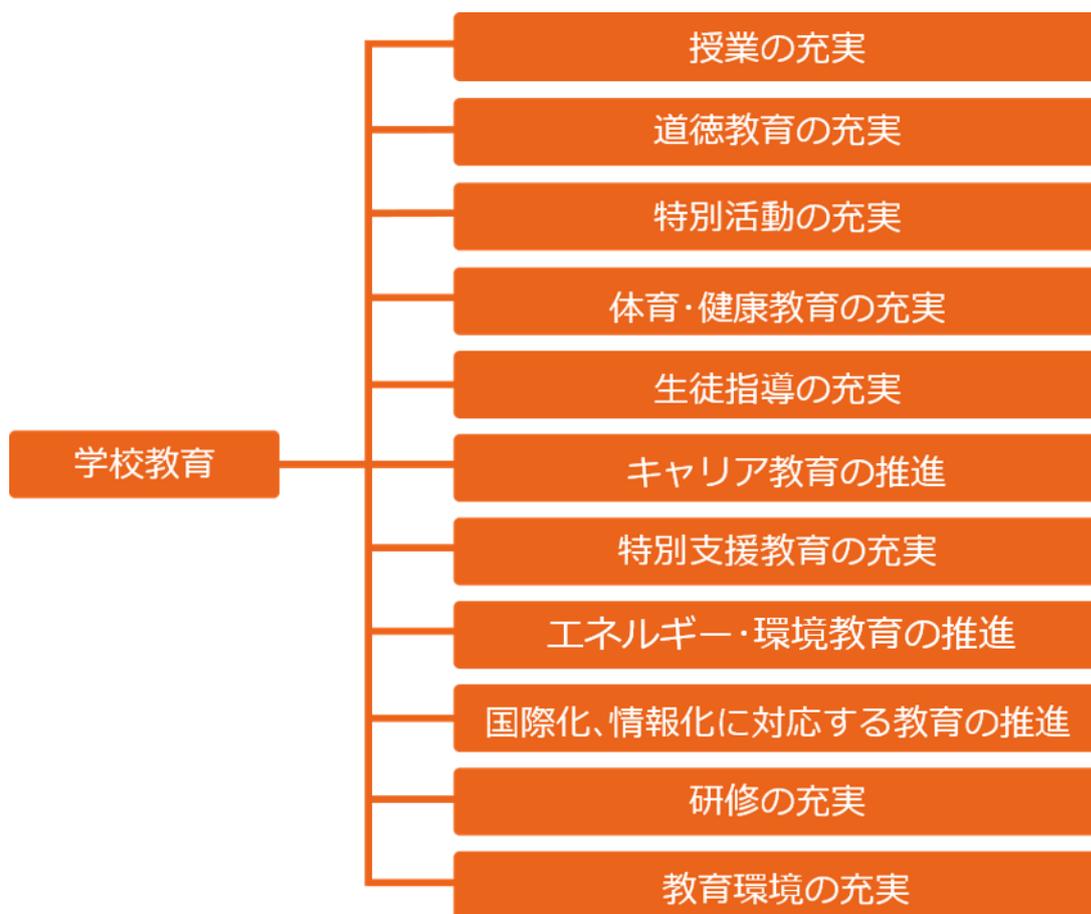
当町の子どもたちを取り巻く現状は、私立幼稚園が1園、保育園が5園、小学校は3校あります。少子化により、各小学校とも一つの学年1クラスが目立ち、馬門小学校においては複式学級を余儀なくされています。

学校教育においては、子どもたちが社会の中で自立するための力を身に付け、国内外で活躍できる人財として成長できるよう「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」、これら3つの調和がとれた育成を重要な教育課題としています。また、町民憲章を活用し、当町の豊かな自然や伝統・文化を生かした学習を取り入れながら、子どもたちが郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで新しい時代を主体的に切り拓く児童生徒の育成が重要です。更には、今後の方向性として、地域教育力の強化に向け、地域・家庭等においても自ら一員となって協働する環境づくりが望まれます。



野辺地中学校新校舎

【施策の体系】



【基本施策】

○授業の充実

一人一人の子どもの実態を把握し、個性を生かしながら、自ら進んで学ぶ意欲を高めるとともに、確かな学力の定着を図るための授業実践に努めます。

- 1** 基礎的、基本的内容に即した教材研究の深化を図ります。
- 2** 個に応じた学習過程と評価を重視した指導の工夫に努めます。
- 3** 自ら課題を見つけ、よりよく問題を解決する力を身につける指導の工夫に努めます。

新規施策

- **学力向上指導員** を配置します。

○**道徳教育の充実**

一人一人の子どもが人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を、日常生活の中に生かし得るよう、道徳性の育成に努めます。

- 1 道徳的実践力を高める指導の工夫に努めます。
- 2 豊かな心を育む奉仕・体験活動の推進を図ります。
- 3 地域素材の掘り起こしと郷土資料等の開発と活用を図ります。

○**特別活動の充実**

一人一人の子どもが協力してよりよい生活を築いていけるよう、自主的・実践的な態度の育成に努めます。

- 1 自主的な意識を高める学級活動・ホームルーム活動・児童会(生徒会)活動の工夫に努めます。
- 2 個性の伸長と触れ合いを深めるクラブ活動の工夫に努めます。
- 3 感動や連帯感を高める学校行事の工夫に努めます。

○**体育・健康教育の充実**

一人一人の子どもが体育的活動を通して、運動の楽しさや喜びを味わうことができるようにするとともに、体力の向上を図り健康で安全な生活を営む能力や態度の育成に努めます。

- 1 自ら進んで運動に親しむ能力や態度の育成を図ります。
- 2 健康に関する知識を身につけ、自ら健康な生活を実践できる指導を図ります。
- 3 望ましい食生活習慣を身につけさせるための食育指導の充実・工夫を図ります。
- 4 安全に関する情報を正しく判断し、安全を確保することができる指導を図ります。

○生徒指導の充実

一人一人の子どもがよりよい生活を築くことができるよう、心の結びつきを基調とした指導に努めるとともに、家庭や地域との連携に基づく生徒指導の推進に努めます。

- 1 野辺地町いじめ防止基本方針を策定し、いじめの無い教育環境の推進に努めます。
- 2 基本的な生活習慣や自己指導能力を育成する共同指導体制の充実を図ります。
- 3 児童理解・生徒理解に基づいた教育相談の推進に努めます。
- 4 幼保・小・中・高連携協力に基づく一貫した児童・生徒指導体制の連携推進を図ります。

積極的に取り組む施策

- 小学校生徒指導出前授業、生徒指導委員会の充実に努めます
- 小1プロブレム、中1ギャップの解消に努めます。

○キャリア教育の推進

一人一人の子どもが自らの生き方を考え、社会的・職業的自立ができるよう、必要な基盤となる能力や態度の育成に努めます。

- 1 キャリア教育体制の整備・充実を図ります。
- 2 将来の生き方指導・進路指導の充実を図ります。
- 3 児童・生徒の発達段階に応じ、体験を通じた勤労観・職業観の育成を図ります。

○特別支援教育の充実

発達障害のある子どもが、学習上又は生活上の困難を主体的に改善、克服するとともに、その持てる力を最大限に発揮して自立や社会参加ができるよう適切な指導及び必要な支援に努めます。

- 1 校内支援体制の充実と環境整備を図ります。
- 2 交流及び共同学習の推進に努めます。
- 3 個別の指導計画の作成と活用による関係機関と連携した支援の充実に努めます。

○エネルギー・環境教育の推進

一人一人の子どもがエネルギー・環境と人間とのかかわりについて、関心と理解を深め、環境保全に主体的に取り組む態度の育成に努めます。

- 1 教科等間の連携を踏まえた指導の工夫に努めます。
- 2 エネルギー・環境に係わる体験学習の推進に努めます。
- 3 地球環境の実態に即した指導法の工夫に努めます。

○国際化、情報化に対応する教育の推進

一人一人の子どもが我が国や諸外国の文化と伝統を尊重し、国際理解を深めるとともに、社会の国際化・情報化に対応できるよう基礎的な能力や態度の育成に努めます。

- 1 郷土に対する愛着と誇りを涵養するふるさと教育の推進に努めます。
- 2 異なった文化や習慣をもつ人々との交流の推進に努めます。
- 3 学習指導における I C T 等の適切な活用を図ります。
- 4 A L T の活用や充実による外国語コミュニケーション能力の育成に努めます。

積極的に取り組む施策

- 社会科副読本（改訂版）の活用を推進します。
- 外国語指導助手（A L T）の配置を充実させ継続します。
- 児童生徒及び教師へタブレット端末の導入を目指します。



イングリッシュ・デイの様子

○研修の充実

教職の専門性を高め、教育活動の充実を図るため、計画的・積極的な研修の推進に努めます。

- 1 授業実践力を高めるための校内研修及び校種間の体制の充実を図ります。
- 2 学習指導要領に基づく実践的研究の推進に努めます。
- 3 学校の教育課題解決のための実践的研究の充実を図ります。

○教育環境の充実

- 1 安全・安心な学校づくりの推進を図ります。
- 2 給食調理場が老朽化しているため、建て替えを検討します。

積極的に取り組む施策

- 小学校施設の耐震補強工事を実施します。
- 給食費の未納対策を強化します。
- 小学校を統合した際には、遠距離の児童のためにスクールバスによる通学を実施します。

(2) 社会教育・スポーツ

【現状と課題】

近年、少子高齢化や核家族化など社会情勢が著しく変化する中で、国では平成18年に教育基本法が改正されました。改正された主な特徴として「家庭教育」という条文が新たに加わるなど、子どもたちの教育において学校に偏ることなく家庭や地域においても子どもたちを育む環境づくりが望まれるようになりました。

当町では、教育の現状と課題について、平成20年の「野辺地町における人づくりに関する答申」を踏まえ、平成21年に「野辺地町教育振興計画」を策定しており、各種講座、レクリエーション活動のほか、毎月20日は「ふれあい教育の日」、「家族ふれあい読書デー」として生涯学習の充実に努めています。

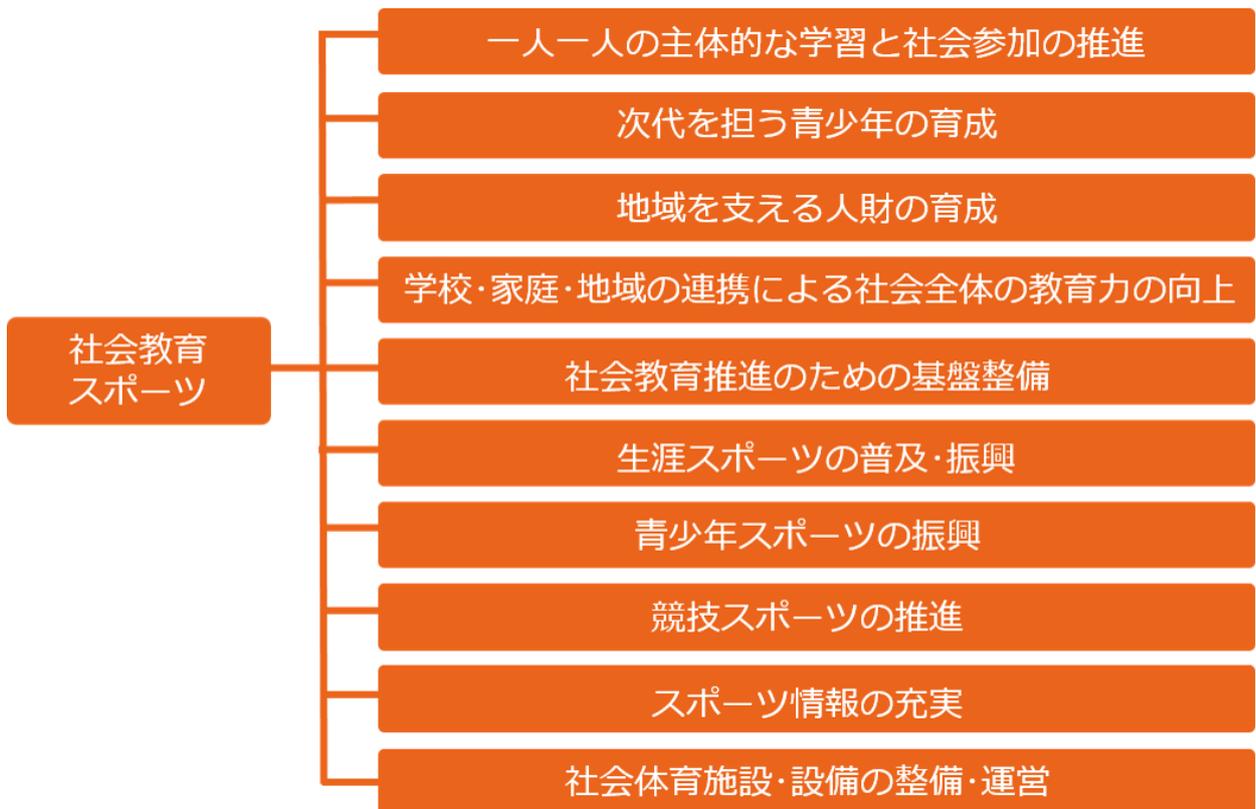
また、心身ともに健康であることは、人づくりの基盤をなすものであり、体育・スポーツ活動によって、体力向上や健康増進など健やかな心身を育むための活力が生まれ、感動からは豊かな心が育まれます。

社会教育・スポーツがもつ特性を活かしながら、次代を担う人財を育成し、人と地域づくりを進めていきたいと考えています。今後も家庭教育力向上を支援するとともに、学校・家庭・地域が協働し、地域全体で育む環境づくりを進め、社会全体の教育力向上を目指します。



様々な生涯学習の取り組み

【施策の体系】



【基本施策】

○一人一人の主体的な学習と社会参加の推進

町民一人一人の主体的な学習活動と社会参加活動の支援の充実に努めます。

- 1 多様な学習活動の支援をします。
- 2 学習成果を生かした社会参加活動の支援をします。

積極的に取り組む施策

- 多様な生涯学習機会の拡充と充実に努めます。

○次代を担う青少年の育成

心豊かでたくましい青少年の育成に努めます。

- 1 青少年の体験活動の充実に努めます。
- 2 家読(うちどく)の推進と子どもの読書活動の充実に努めます。

積極的に取り組む施策

- 「ふれあい教育の日」「家族ふれあい読書デー」を継続し、「ふれあい教育フェスティバル」を開催します。

○地域を支える人財の育成

地域を支え、地域に貢献する人財の育成に努めます。

- 1 地域活動の実践者の育成に努めます。
- 2 地域活動の指導者、コーディネーターの養成に努めます。

積極的に取り組む施策

- 「野辺地町男女共同参画基本計画」のもと、男女がともに個性や能力を発揮できる社会環境づくりを推進します。

○学校・家庭・地域の連携による社会全体の教育力の向上

学校・家庭・地域の連携を強化し、社会全体の教育力の向上に努め、更に協働による教育活動の充実に努めます。

- 1 学校と地域の協働による教育活動の充実に努めます。
- 2 家庭教育支援の充実に努めます。
- 3 地域全体で子どもを育むための仕組みづくりに努めます。

積極的に取り組む施策

- 家庭の教育力向上に向けた支援に取り組めます。

○社会教育推進のための基盤整備

生涯学習の振興に資する社会教育推進基盤の整備・充実に努めます。

- 1 社会教育推進体制の充実に努めます。
- 2 社会教育施設・設備の改修及び機能の充実に努めます。
- 3 社会教育関係職員の養成と資質の向上に努めます。
- 4 社会教育関係団体等の活動の支援に努めます。

積極的に取り組む施策

- 社会教育主事の養成と資質の向上に努めます。

○生涯スポーツの普及・振興

町民のスポーツ活動を支援・啓発する施策を推進するとともに、人や地域との豊かな交流を育むスポーツの推進に努めます。

- 1 スポーツイベントへの参加やスポーツ活動の機会の拡充を図ります。
- 2 スポーツ団体の育成充実と活動の促進に努めます。
- 3 総合型地域スポーツクラブの設立について、関係機関と十分に協議します。

積極的に取り組む施策

- 総合型地域スポーツクラブ設立に向けた取り組みを推進します。

○青少年スポーツの振興

子どもたちが、自ら進んで運動に親しむ態度や能力を身につけるとともに、健康の増進と体力の向上が図られるよう、学校体育・スポーツの振興に努めます。

- 1 スポーツ少年団の育成と各種スポーツ大会の開催を実施します。

積極的に取り組む施策

- スポーツ少年団の自立と学校部活動との連携を推進します。

○競技スポーツの推進

町体育協会、各競技団体等と連携を深め、選手強化策を充実するとともに、全国・県大会等を誘致するなど、競技力向上の対策に努めます。

1 全国・県大会規模のスポーツ大会の開催及び選手強化策の充実に努めます。

積極的に取り組む施策

- 大会派遣費の充実と指導者の育成を推進します。

○スポーツ情報の充実

町内外の各種スポーツ活動に関する情報の収集及び調査とともに、広報等を活用した情報提供に努めます。

1 スポーツ情報の収集と情報誌等の発行を実施します。

○社会体育施設・設備の整備・運営

住民が気軽にスポーツを楽しむことが出来るよう、使いやすく、快適性のある身近なスポーツ施設整備の促進に努めます。

1 スポーツ施設の整備充実に努めます。

積極的に取り組む施策

- 実施計画に基づいた施設、設備の改修を推進します。
- 総合運動公園を中心としたスポーツエリアの中核施設として、町立体育館の改修計画について検討します。



県民駅伝 野辺地町代表

(3) 歴史・文化・芸術

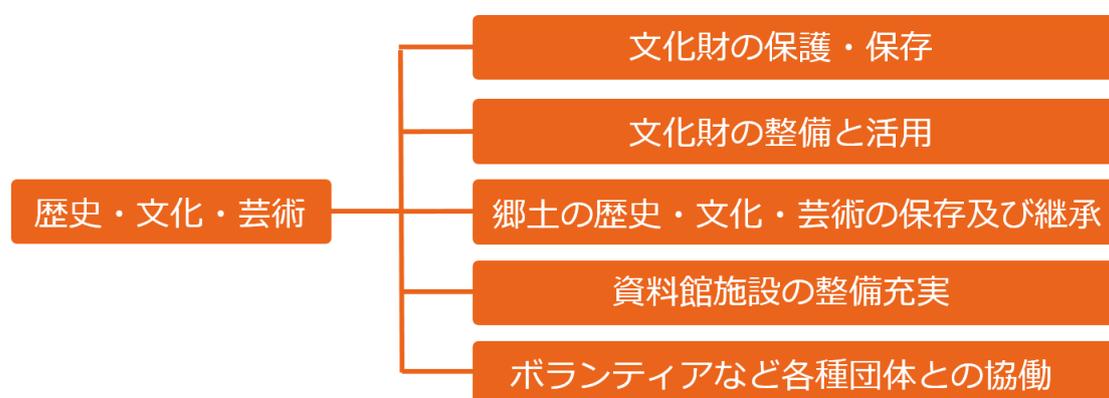
【現状と課題】

当町の歴史民俗資料館には、平成 24 年に国指定重要文化財となった縄文時代の「土偶(板状立脚)」、同じく平成 26 年に国指定重要文化財となった「赤漆塗木鉢」などの出土品をはじめ、町の考古・歴史・民俗などに関する様々な歴史的資料が展示・保存されています。また、町内には、鎌倉時代に制作され、昭和 33 年に県重宝に指定された「木彫阿弥陀如来立像」をはじめ、「常夜燈」、「藩境塚」、「のへじ祇園まつり」など、固有の歴史や伝統が息づく、有形無形の文化財が残されています。

少子高齢化の進展や時代の変化とともに、次第にその伝統は薄らぎつつありますが、一方では各種のサークルやまちづくりグループの芽生えがみられます。

郷土に根ざした歴史・文化・芸術などを保存し、郷土の素晴らしさを後世に伝えることを積極的に進めるとともに、新たな文化の創造につながる活動を促進していくことが求められています。

【施策の体系】



赤漆塗木鉢



土偶(板状立脚)

【基本施策】

○文化財の保護・保存

指定文化財の保存と修理及び様々な機会と手段を通じて文化財保護思想の普及・啓発に努めます。

積極的に取り組む施策

- 赤漆塗木鉢と附指定の漆器の修理事業。
- 「土偶(板状立脚)」を学習教材として有効的に活用します。
- 北前船「みちのく丸」について、児童生徒に対して教育的な活用を推進します。また、歴史への関心を高めるような活用をします。

○文化財の整備と活用

史跡等の公有化や整備充実のための方策を検討します。

○郷土の歴史・文化・芸術の保存及び継承

歴史・文化・芸術の保存及び後継者の育成支援に努めるとともに、発表機会の充実に努めます。

積極的に取り組む施策

- 「のへじ祇園まつり」「ささ踊り」「沖揚音頭」等の保存活動と後継者育成を支援します。

○資料館施設の整備充実

資料館の展示・教育普及・調査研究活動に努めます。

○ボランティアなど各種団体との協働

地域の歴史的資源に興味を持ち、その価値を知り、また町民が郷土野辺地町を愛する心を育めるように、広く的確に伝える協働をします。

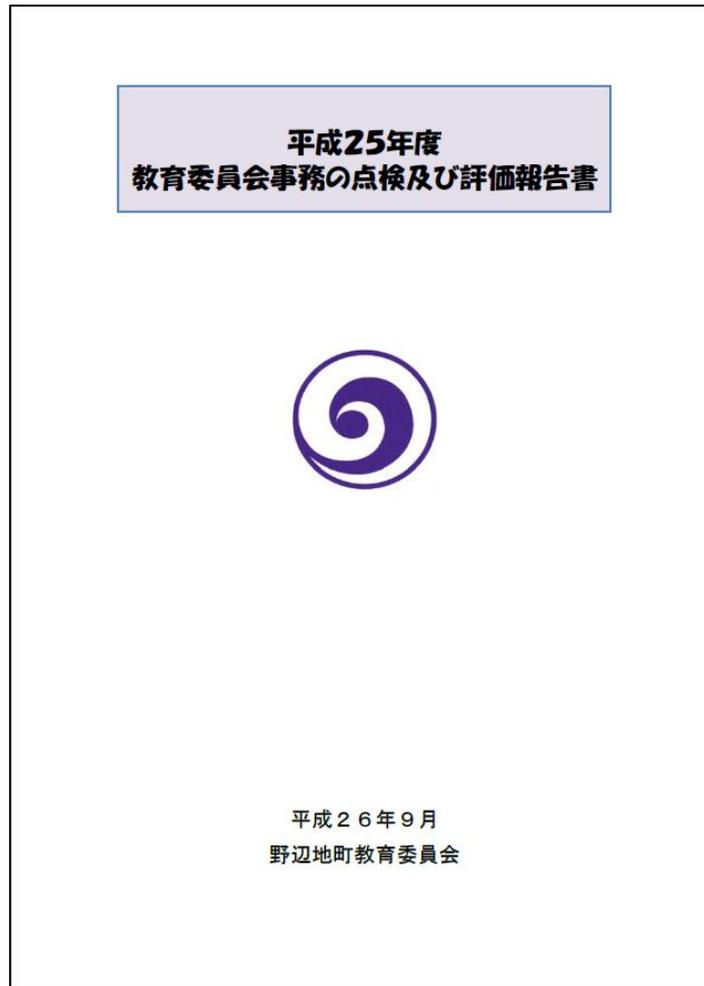
歴史研究団体や文化財保護団体等の活動を支援し、また、歴史的資源等の価値を伝えるボランティアガイドや資料館ボランティア等と連携して、史跡の保全や広く情報発信することに取り組めます。



評価及び公表

1 今後の事務事業の評価及び公表

様々な施策についての進捗状況の把握や確認、更に実施後の効果については、年度ごとに野辺地町教育委員会事務評価委員会において点検及び評価を受け、教育委員会へ説明を経たうえで町の議会へ報告書を提出し、町ホームページにより広く周知を図ります。



教育委員会事務の点検及び評価報告書

※町ホームページから閲覧することができます。

VI

教育委員会制度の改正

1 町と教育委員会との関わり及び本計画の位置づけ

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正されたことにより、平成27年4月から教育委員会組織の仕組みが変わります。

地方公共団体の長が「総合教育会議」という新たな組織を設置することになり、その会議で地方公共団体の長は、町の教育振興に関する総合的な施策の大綱を定めることになりました。

当町の教育が円滑に継続的に実施されるためにも、本計画をもって大綱に代るよう今後設置される総合教育会議において教育委員会が本計画を提案し、協議調整を図ります。

● 参考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実状に応じ当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。